

山口県

萩市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
①製造業、旅館業(下宿除く) 資本金額5,000万円以下/500万円以上/ 5,000万円超1億円以下 取得価額の合計額1,000万円以上/ 1億円超/2,000万円以上 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 資本金に関係なく、取得価額の合計額が500 万円以上	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に 基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を 策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が 「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大 臣が定める基準」(先進性であること等)に適合 することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1億円以上 ② 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投 資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・ 構築物が対 象)	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規 定する地方活力向上地域内において、令和9 年3月31日までの間に、特定業務施設整備計 画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日 からその翌日以降2年を経過するまでの間に特 別償却設備を新設、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する 減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円 (中小企業1,900万円)以上のもの	新規雇用5 (中小企業2)	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】 初年度 0.14/100 2年度 0.35/1 00 3年度 0.7/100 【拡充型】 初年度 0.14/ 100 2年度 0.46/1 00 3年度 0.93/100	固定資産税 の一定割合	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等	—	課税標準ゼロ	固定資産税	3年度間

<p>導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア</p>		(生産性向上特別措置法)	(償却資産が対象)	
---	--	--------------	-----------	--

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
<p>萩市企業立地促進奨励金交付要綱</p>	<p>R3.11</p>	<p>○工場等建設促進奨励金</p> <p>①新設、増設、事業拡大を伴う改築</p> <p>②建物及び事業用設備に係る固定資産投資額が1億円以上であること。 ただし、中小企業者等にあつては5,000万円以上。市内中小企業者等にあつては3,000万円以上。</p> <p>③新規雇用従業員3人以上(雇用期間1年以上)</p> <p>④市税等を完納していること</p> <p>※新規雇用従業員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、その雇用期間が雇用された日以後1年以上の者 ・雇用保険法の被保険者になっている者 <p>○雇用奨励金</p> <p>①工場等建設促進奨励金の対象事業者</p>	<p>工場等建設促進奨励金</p> <p>○対象経費 設置した工場等の用に供する建物及びその附属設備並びに機械及び装置</p> <p>○奨励金額 新設・増設 固定資産投資額の5% 上限額 1億円、改築 固定資産投資額の5%の2/3 上限額 5千万円</p> <p>※ただし、市内中小企業者等にあつては10%(改築の場合は10%の2/3)</p> <p>雇用奨励金</p> <p>○奨励金額 新規雇用従業員(対象:市内居住者、雇用期間1年以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 50万円/1人 ・正社員以外 10万円/1人 ・同一人につき1回限り ・限度額 5,000万円